

高知市行政改革第 3 次実施計画（案）について（計画概要）

1 策定の趣旨

本市の組織と運営全般に渡る包括的な改革と基本的な方策をとりまとめた高知市行政改革大綱（平成 24 年 5 月策定）を推進していくために策定した高知市行政改革第 1 次及び第 2 次実施計画の取組を継続的に行うために、第 3 次の高知市行政改革実施計画を策定し、計画期間が平成 32（2020）年度までとなっている 2011 高知市総合計画の推進を下支えするもの。

2 計画案の概要

(1) 計画の位置付け等（行政改革第 1 次・第 2 次実施計画から変更なし）

- 本市の行政改革の骨子を示す「高知市行政改革大綱」（平成 24 年 5 月）に基づき、具体的な行政改革の取組（行政運営の仕組みや体制の構築・改善・再構築等）を示す行動計画と位置付ける。
- 計画期間内における行政改革の「重点目標」及び「重点的な取組」、各所属における個別の取組である「取組項目」を示す。
- 「重点的な取組」について、計画期間内の進捗状況等をはかる目安となる総括的な指標を示す。また、各「取組項目」のうち可能なものには、各年度の指標を示す。

(2) 計画期間 2 か年（平成 31（2019）年度～平成 32（2020）年度）

※ 2011 高知市総合計画の基本計画の計画期間である平成 32（2020）年度までを想定。

(3) 推進体制（行政改革第 1 次・第 2 次実施計画から変更なし）

- 高知市行政改革推進本部を中心に全庁的な推進体制を構築し、職員一人ひとりが明確な目的意識を持って、改革に取り組む。
- 取組の状況については、毎年度進行管理を行い、高知市行政改革推進委員会に随時報告を行うとともに、市民、議会への情報公開・説明責任の徹底に努める。

(4) 「重点目標」（案）

- 2011 高知市総合計画の推進を継続的に下支えする役割を果たすため、第 1 次及び第 2 次実施計画の重点目標を原則とし、次のとおり設定する。

第 1 次	第 2 次	第 3 次（案）
南海地震への組織的対応のしくみづくり	公共施設マネジメントの推進	公共施設マネジメントの推進
地域との連携・協働のしくみづくり	南海トラフ地震への組織的な取組の推進	南海トラフ地震への組織的な取組の推進
より実効性の高い行財政マネジメントのしくみづくり	地域との連携・協働の推進	<u>地域共生社会実現に向けた仕組みづくり</u>
	新庁舎建設に向けた市民サービスの充実	<u>新庁舎機能を生かした市民サービス等の充実</u>

(5) 「重点的な取組」(案)

- ・ 「重点的な取組」とは、「重点目標」の実現に向けて、各個別の「取組項目」のうち、重点的な位置付けで実施していくものであり、次のとおりとする。

【重点目標 1】 公共施設マネジメントの推進	
重点的な取組	公共施設マネジメントの推進 (No.25)

【重点目標 2】 南海トラフ地震への組織的な取組の推進	
重点的な取組	① 南海トラフ地震対策業務継続計画 (BCP) の検証 (No.1) ② 避難体制の強化 (No.3) ③ 地域防災体制の充実 (No.15)

【重点目標 3】 地域共生社会実現に向けた仕組みづくり	
重点的な取組	① 地域内の連携強化 (No.13) ② 市民協働に関する庁内情報共有・意識啓発の推進 (No.14) ③ 地域共生社会実現に向けた庁内・庁外連携体制の構築 (No.17)

【重点目標 4】 新庁舎機能を生かした市民サービス等の充実	
重点的な取組	① 総合窓口実施に向けた連携強化 (No.9) ② 新庁舎機能を生かした窓口サービスの向上 (No.10) ③ 新庁舎の効率的な管理運営 (No.29)

3 現行実施計画の個別取組項目との変更点 (案)

- ・ 2011 高知市総合計画の趣旨を踏まえた高知市行政改革大綱の理念に基づく基軸を主眼に置き、大綱の実現に向けた組織体制づくりやその充実を図る観点から、次のとおり取組項目を見直す。

第2次実施計画		第3次実施計画への反映
番号	取組項目名	
9	窓口サービスの充実	「総合窓口実施に向けた連携強化 (No.9)」に名称変更し、総合窓口における市民サービスの向上に向けた庁内連携体制の強化を図る。
10	新庁舎機能の検討	「新庁舎機能を生かした窓口サービスの向上 (No.10)」に名称変更し、新庁舎供用開始に向けて庁舎の集約化や分かりやすい案内・誘導機能を確保することで、市民サービスの向上や執務体制の効率化を目指す。
18	地域福祉の推進	地域共生社会実現に向けた取組を具体化していくために、「地域共生社会実現に向けた庁内・庁外連携体制の構築 (No.17)」に名称変更し取組を推進する。

—	—	新たに「新庁舎の効率的な管理運営 (No.29)」を取組項目として設定し、新庁舎の効率的な管理運営を図るため、検討を進める。
29	入札・契約事務の電子化	「公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立 (No.39)」として再構築し、一般競争入札の適用範囲及び電子入札システムによる入札の適用範囲の拡大を推進する。
40	一般競争入札の拡大	
52	ふるさと納税の積極的な活用	「新たな自主財源調達手法の検討 ((No.49))」として再構築し、自主財源の調達手法について引き続き検討を進める。
54	新たな自主財源調達手法の検討	
13	社会保障・税番号制度導入への対応	社会保障・税番号制度導入に向けた取組が完了したことから 終了
41	入札・契約に係る情報公開の推進	全庁の調達案件に係る入札・契約情報のインターネット公表を開始したことから 終了
46	持続可能な上下水道事業の推進 (経営の健全化)	経営戦略を策定し、当該戦略に基づく進捗管理や計画見直しの仕組みづくりがなされたことから 終了
47	公会計制度への対応	国が進める統一的基準による公会計制度を導入したことから 終了
55	公有財産管理の再構築	公有財産管理を適切に行うためのデータ整理が完了したことから 終了

- ・ 現在の取りまとめ状況は、50項目となる予定であり（別紙取組項目対比表のとおり）、各項目につき、取組の「概要」及び年度ごとの「取組内容」と「年度指標」を示す。

4 今後の実施計画策定スケジュール（予定）

- (1) 平成 31 年 2 月 14 日 行財政改革・新庁舎整備調査特別委員会に対して計画案を報告
- (2) 平成 31 年 3 月 行政改革推進委員会及び特別委員会でのご意見等を踏まえて修正後、行政改革推進本部会で計画決定
- (3) 平成 31 年 4 月以降 計画を行政改革推進委員会及び行財政改革・新庁舎整備調査特別委員会へ報告